



# 島根県報

令和元年9月10日(火)

第 37 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	2
土地改良事業施行の認可	(農村整備課)	2
保安林の指定	(森林整備課)	2

**【特定調達公告】**

島根県生徒・学習支援システム賃貸借に係る随意契約の相手方等	(学校企画課)	3
-------------------------------	---------	---

**【教委告示】**

島根県指定有形文化財の指定	(文化財課)	3
---------------	--------	---

**【雑 報】**

消防設備士試験の実施	(消防総務課)	3
------------	---------	---

**告 示****島根県告示第225号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和元年 9 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
上田 智広	内科	公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848-2	令和元年 8 月 30 日

**島根県告示第226号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により新規土地改良事業の施行を認可したので、同条第11項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 9 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

事業主体名	事 業 名	認可年月日
出雲市布崎土地改良区	出雲市国富中村、西代、原添、布崎、出島（灘分の一部）地区 土地改良事業に伴う用排水施設維持管理事業	令和元年 9 月 2 日

**島根県告示第227号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年 9 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林の所在場所

松江市島根町加賀4048、4050、4683、4684

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年9月10日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

- 1 件名及び数量  
島根県生徒・学習支援システム貸借 1式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県教育庁学校企画課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年7月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社ソルコム島根支店 支店長 長嶋 寛雄 島根県松江市西津田四丁目8番57号
- 5 随意契約に係る契約金額  
55,116,240円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

## 教 育 委 員 会 告 示

### 島根県教育委員会告示第3号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を島根県指定有形文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年9月10日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
考古資料	鳥井南遺跡出土祭祀遺物	一括	大田市大森町イ1597-3 (石見銀山世界遺産センター)	大田市

## 雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、島根県知事の委任に係る令和元年度第2回消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12第1項の規定により公示する。

令和元年9月10日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 田 口 尚 文

- 1 試験の種類  
甲種消防設備士試験

## 乙種消防設備士試験

## 2 試験の日時及び場所

## (1) 試験の日時

令和元年12月15日（日） 午前の試験 9時00分から（8時30分には集合すること。）  
午後の試験 13時30分から（13時00分には集合すること。）

## (2) 試験の場所

松江市及び浜田市

## 3 受験手続

## (1) 受験願書提出先

## ア 書面申請

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

## イ 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp>）

## (2) 受験願書受付期間

## ア 書面申請

令和元年10月11日（金）から同月25日（金）まで  
（郵送の場合は、同日までの消印のあるもの限り受け付ける。）

## イ 電子申請

令和元年10月8日（火）午前9時から同月22日（火）午後5時まで  
（受付期間中、24時間受け付ける。）

## (3) 受験手数料

甲種消防設備士試験 5,700円

乙種消防設備士試験 3,800円

## 4 その他

## (1) 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び一般社団法人島根県消防設備協会

## (2) 郵送により受験願書を請求する場合

「消防設備士試験受験願書請求」と朱書した封筒に、140円切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

## (3) 問合せ先

〒690-0886 松江市母衣町55 島根県林業会館2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

電子申請については、下記に問い合わせること。

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土、日曜日及び祝日を除く。）